

指宿広域クリーンセンター 長期包括的運転管理業務委託

要求水準書

令和3年4月

指宿広域市町村圏組合

目 次

第1章	総 則	1
第1節	特記事項	1
1. 1. 1	適用範囲	1
1. 1. 2	基本事項	1
第2節	一般事項	4
1. 2. 1	基本方針	4
1. 2. 2	要求水準書の遵守	4
1. 2. 3	関係法令等の遵守	4
1. 2. 4	生活環境影響調査等の遵守	4
1. 2. 5	関係官公署の指導等	4
1. 2. 6	官公署等申請への協力	4
1. 2. 7	組合及び所轄官庁への報告	6
1. 2. 8	組合への報告・協力	6
1. 2. 9	協定の遵守	6
1. 2. 10	組合の検査	6
1. 2. 11	保険への加入	6
1. 2. 12	基本性能	6
1. 2. 13	対象廃棄物	7
1. 2. 14	基本フロー	7
1. 2. 15	公害防止条件	10
1. 2. 16	ユーティリティー条件	13
1. 2. 17	災害発生時等の協力	13
1. 2. 18	事業期間終了時の取扱い	13
1. 2. 19	その他	14
第3節	管理運営事業条件	15
1. 3. 1	管理運営事業	15
1. 3. 2	提案書の変更	15
1. 3. 3	要求水準書記載事項	15
1. 3. 4	契約金額の変更	15
第2章	管理運営体制	16
2. 1. 1	全体組織計画	16
2. 1. 2	施設別組織計画	16
2. 1. 3	労働安全衛生・作業環境管理	18
2. 1. 4	防火管理	18
2. 1. 5	連絡体制	18
2. 1. 6	緊急時の組織体制の整備・防災訓練	19
2. 1. 7	帳票類の管理	19

2.1.8	地元雇用	20
2.1.9	物品調達	20
第3章	受付・受入管理業務	21
3.1.1	受付・受入管理	21
3.1.2	計量	21
3.1.3	案内・指示	21
3.1.4	料金徴収	21
3.1.5	受付時間	21
3.1.6	搬入車両の誘導	21
第4章	運転管理業務	22
第1節	熱回収施設に係る運転管理業務	22
4.1.1	熱回収施設の運転	22
4.1.2	運転条件	22
4.1.3	搬入物の性状分析	24
4.1.4	搬入管理	24
4.1.5	適正処理	25
4.1.6	適正運転	25
4.1.7	リサイクルセンターへの搬出	25
4.1.8	最終処分場への搬出	25
4.1.9	回収物の搬出・資源化の促進	25
4.1.10	搬出物の性状等の分析・管理	26
4.1.11	非常用発電機の使用	26
4.1.12	運転管理体制	26
4.1.13	運転計画の作成	26
4.1.14	運転管理マニュアル	26
4.1.15	運転管理記録の作成	26
第2節	リサイクルセンターに係る運転管理業務（ストックヤードを含む。）	27
4.2.1	リサイクルセンターの運転	27
4.2.2	運転条件	27
4.2.3	搬入物の性状分析	28
4.2.4	搬入管理	29
4.2.5	適正処理	29
4.2.6	適正運転	30
4.2.7	熱回収施設への搬出	30
4.2.8	資源化物等の搬出・資源化の促進	30
4.2.9	最終処分場への搬出	31
4.2.10	搬出物の性状等の分析・管理	31
4.2.11	運転管理体制	31
4.2.12	運転計画の作成	31
4.2.13	運転管理マニュアル	31
4.2.14	運転管理記録の作成	31

第5章	維持管理業務	32
第1節	熱回収施設に係る維持管理業務	32
5.1.1	備品・什器・物品・用役の調達計画	32
5.1.2	備品・什器・物品・用役の管理	32
5.1.3	施設の機能維持	32
5.1.4	点検・検査計画	32
5.1.5	点検・検査の実施	33
5.1.6	補修計画の作成	33
5.1.7	補修の実施	34
5.1.8	施設の保全	35
5.1.9	安全衛生管理・作業環境管理	35
5.1.10	見学者ホール・通路の案内展示設備及び排出ガス濃度表示板の管理	35
5.1.11	機器更新	35
5.1.12	改良保全	35
5.1.13	かし検査の協力	36
第2節	リサイクルセンターに係る維持管理業務（ストックヤードを含む。）	37
5.2.1	備品・什器・物品・用役の調達計画	37
5.2.2	備品・什器・物品・用役の管理	37
5.2.3	施設の機能維持	37
5.2.4	点検・検査計画	37
5.2.5	点検・検査の実施	38
5.2.6	補修計画の作成	38
5.2.7	補修の実施	38
5.2.8	施設の保全	38
5.2.9	安全衛生管理・作業環境管理	38
5.2.10	通路の案内展示設備	39
5.2.11	機器更新	39
5.2.12	改良保全	39
5.2.13	かし検査の協力	39
第3節	管理棟に係る維持管理業務	40
5.3.1	備品・什器・物品・用役の調達計画	40
5.3.2	備品・什器・物品・用役の管理	40
5.3.3	施設の機能維持	40
5.3.4	点検・検査計画	40
5.3.5	点検・検査の実施	41
5.3.6	補修計画の作成	41
5.3.7	補修の実施	41
5.3.8	施設の保全	41
5.3.9	啓発施設の設備管理	41
5.3.10	安全衛生管理・作業環境管理	41
5.3.11	機器更新	41

5. 3. 12	改良保全	42
5. 3. 13	かし検査の協力	42
第4節	関連施設に係る維持管理業務	43
5. 4. 1	備品・什器・物品・用役の調達計画	43
5. 4. 2	備品・什器・物品・用役の管理	43
5. 4. 3	施設の機能維持	43
5. 4. 4	点検・検査計画	43
5. 4. 5	点検・検査の実施	43
5. 4. 6	補修計画の作成	43
5. 4. 7	補修の実施	43
5. 4. 8	施設の保全	44
5. 4. 9	安全衛生管理・作業環境管理	44
5. 4. 10	機器更新	44
5. 4. 11	改良保全	44
5. 4. 12	かし検査の協力	44
第6章	環境管理業務	45
6. 1. 1	環境保全基準	45
6. 1. 2	環境保全計画	45
6. 1. 3	作業環境管理基準	45
6. 1. 4	作業環境管理計画	45
第7章	情報管理業務	46
7. 1. 1	運転記録報告	46
7. 1. 2	点検・検査報告	46
7. 1. 3	補修・更新報告	46
7. 1. 4	環境管理報告	46
7. 1. 5	作業環境管理報告	46
7. 1. 6	施設情報管理	47
7. 1. 7	その他管理記録報告	47
第8章	関連業務	48
8. 1. 1	対象施設の関連業務	48
8. 1. 2	清掃	48
8. 1. 3	植栽管理	48
8. 1. 4	防火管理・防災管理	48
8. 1. 5	警備・防犯	49
8. 1. 6	見学者対応	49
8. 1. 7	住民対応	49
別紙 1	管理運営業務範囲	49
別紙 2	年度別計画搬入量等	50

第1章 総 則

第1節 特記事項

1.1.1 適用範囲

「指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託」（以下「本事業」という。）は、指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が管理する「指宿広域クリーンセンター」の熱回収施設、リサイクルセンター、ストックヤード、管理棟及び関連施設に関し、これら施設の基本性能を発揮させ、その安全性を確保しつつ、効率的、総合的かつ一体的に管理運営することを目的とするものである。

要求水準書は、この目的を達成するため、本事業について、組合が管理運営事業者（以下「事業者」という。）に対して要求する仕様を示すものである。

1.1.2 基本事項

1.1.2.1 事業名称

指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託

1.1.2.2 事業実施場所

鹿児島県指宿市十二町 4692 番地 1

1.1.2.3 事業内容

本事業における業務は、「指宿広域クリーンセンター」の熱回収施設、リサイクルセンター、ストックヤード、管理棟及び関連施設に関する受付・受入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、関連業務である。

1.1.2.4 対象施設

本事業における対象施設（以下「対象施設」という。）は、以下のとおりである。（「表 1-1 本事業の対象施設」参照）

- （１）熱回収施設
- （２）リサイクルセンター
- （３）ストックヤード
- （４）管理棟
- （５）関連施設（車庫兼洗車場，駐車場，外構施設，植栽，水源井戸設備等をいう。）

1.1.2.5 事業概要

- （１）事業者は，組合が保有する対象施設において，運転管理を行う期間（以下「事業期間」という。）にわたって運転管理等を実施する。
- （２）事業者は，対象施設の運転管理等業務に必要な部品の調達を自ら行う。ただし，本施設の設計・施工企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達等に際し，施工企業の協力を求めることができる。
- （３）事業者は，運転管理の準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて，必要な体制構築，備品整備，各種計画書作成等を行うこと。また，事業準備期間において，本施設の既存の運転委託業者（以下「既存運転委託業者」という。）及び組合からの引継ぎを受けることとする。

1.1.2.6 事業期間

- ① 事業準備期間：契約締結日から令和４年３月３１日まで
- ② 運転管理期間：令和４年４月１日から令和１４年３月３１日まで（１０か年）

1.1.2.7 業務範囲

本事業の業務範囲は，別紙１を参照のこと。

1.1.2.8 運転教育

事業者は，対象施設の運転に関して必要な運転教育を，事業準備期間中に既存運転委託業者から受けなければならない。なお，運転教育の受講に係る費用は，事業者の負担とする。

表 1-1 本事業の対象施設

指宿広域クリーンセンター施設概要	
熱回収施設	① 建築面積：2,017.11 m ² ② 延床面積：3,894.32 m ² ③ 構造：鉄骨造＋鉄骨鉄筋コンクリート造＋鉄筋コンクリート造地上5階 ④ 規模：54 t / 16 h (27t/16h×2炉) ⑤ 処理方式：ストーカ炉
リサイクルセンター	① 建築面積：熱回収施設と合棟 ② 延床面積：熱回収施設と合棟 ③ 構造：熱回収施設と合棟 ④ 規模：指定ごみ質で3 t / 5 h ⑤ 処理方式：破碎，選別，圧縮成型，貯留・搬出
ストックヤード	① 建築面積：A:251.75 m ² B:280.50 m ² 旧:330.00 m ² ② 延床面積：A:251.75 m ² B:280.50 m ² 旧:330.00 m ² ③ 構造：鉄骨造1階 ④ 用途：以下の指定品目を5日以上貯留する。 (ガラスびん類，ペットボトル，その他プラスチック，発泡スチロール，ダンボール，古紙，紙パック，鉄類圧縮成型品，アルミ類圧縮成型品，小型家電，蛍光灯，電池，スプレー缶等) ※将来的な搬入物変更に伴い，貯留品目も変更になる場合がある。
管理棟	① 建築面積：337.96 m ² ② 延床面積：755.84 m ² ③ 構造：鉄筋コンクリート造地上3階 ④ 主な設備等：1階 事務室，ホール，受付(計量)，便所(男女)，更衣室(男女)，エレベーター，書庫(1室) / 2階 ホール，研修室，給湯室，小会議室，エレベーター，便所(男女)，多目的便所，倉庫(2室) / 3階 展示ホール，便所(男女)，多目的便所，エレベーター，書庫(2室) ⑤ 計量設備 形式：ロードセル式(4点支持) 数量：2基 ひょう量：最大秤量 30 t 最小目盛り 10kg 積載台寸法：8.0m×3.0m 計量装置：カードリーダー付計量データ装置
関連施設	①車庫兼洗車場②駐車場③外構施設④植栽⑤合併処理浄化槽⑥構内道路⑦交通安全設備⑧外灯⑨給水設備⑩受水槽等の事業地内の施設・設備⑪水源井戸設備(本施設敷地外に設置)⑫重機車両類

第2節 一般事項

1.2.1 基本方針

事業者は、本事業の管理運営に当たっては、以下の基本方針を遵守すること。

- (1) 施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処理処分を行うこと。
- (2) 環境への負荷軽減に努めること。
- (3) 施設の安全性を確保すること。
- (4) 施設を安定的に稼働させること。
- (5) 経済性を考慮し、効率的、総合的かつ一体的に管理運営すること。

1.2.2 要求水準書の遵守

事業者は、要求水準書に記載される要件について、事業期間中遵守すること。

1.2.3 関係法令等の遵守

事業者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。「表 1-2 関係法令等例示」に関係法令等の例を示す。

1.2.4 生活環境影響調査等の遵守

事業者は、事業期間中、「新ごみ処理施設建設工事 生活環境影響調査書」、「新ごみ処理施設建設工事に伴う生活環境影響調査書（排ガス条件変更に伴う再予測）」を遵守すること。また、組合が実施する事後評価又は事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

1.2.5 関係官公署の指導等

事業者は、事業期間中、関係官公署の指導等に従うこと。

1.2.6 官公署等申請への協力

事業者は、組合が行う管理運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、管理運営に係る申請等に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。

表 1-2 関係法令等例示

都市計画法	一般高圧ガス保安規則
建築基準法	特定化学物質等障害予防規則
建設業法	電気設備に関する技術基準
消防法	電気工作物の溶接に関する技術基準
道路法	クレーン等安全規則
道路交通法	クレーン構造規格
砂防法	クレーン過負荷防止装置構造規格
森林法	電気機械器具防爆構造規格
下水道法	溶接技術検定基準(JIS Z 3801)
水道法	ボイラ及び圧力容器安全規則
環境基本法	ボイラ構造規格
ダイオキシン類対策特別措置法	圧力容器構造規格
大気汚染防止法	日本産業規格 (JIS)
水質汚濁防止法	日本農林規格 (JAS)
騒音規制法	電気規格調査会標準規格 (JEC)
振動規制法	日本電機工業会標準規格 (JEM)
悪臭防止法	電線技術委員会標準規格 (JCS)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	日本油圧工業会規格 (JOHS)
労働基準法	内線規程
労働安全衛生法	電気供給規程
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	地方自治法
航空法	グリーン購入法
電波法	鹿児島県公害防止条例
有線電気通信法	鹿児島県福祉のまちづくり条例
電気事業法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
電気工事士法	ごみ処理施設性能指針
電気用品取締法	河川構造物設計基準
計量法	防災調整池等技術基準 (案)
高圧ガス取締法	その他関係法令, 規格, 規程, 総理府令, 通達及び技術指針等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
毒物及び劇物取締法	
駐車場法	
工場立地法	
事務所衛生基準規則危険物の規制に関する規則・政令	

1.2.7 組合及び所轄官庁への報告

施設の管理運営に関して、組合及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、組合の指示に基づき対応すること。

1.2.8 組合への報告・協力

施設の管理運営に関して、組合が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。また、事業者は、事業期間中、月例会議（月次報告等）を実施することとする。月次報告の内容については、組合と協議の上、定めること。

1.2.9 協定の遵守

事業者は、組合が地元自治会と結んでいる以下の協定を遵守すること。

- ・一般廃棄物処理施設（新ごみ処理施設）に係る基本協定書（丈六地区自治公民館・成川自治区）
- ・一般廃棄物処理施設（新ごみ処理施設）に係る環境保全協定書（丈六地区自治公民館・成川自治区）

1.2.10 組合の検査

組合が、事業者の運転、設備の点検その他管理運営全般に対する立入検査を行うときは、事業者は、その監査又は検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

1.2.11 保険への加入

組合は、対象施設に係る建物及び据付機械を対象とした保険として、一般社団法人全国自治協会建物災害共済（火災・落雷等）に加入しているが、事業者は、対象施設の管理運営に伴うリスクに備えるため、第三者損害賠償保険、火災による損害を補償する保険及び設備や装置の不測の事故等による損害を補償する保険等の必要な保険に加入するものとする。

また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、組合と協議の上決定すること。

1.2.12 基本性能

要求水準書に示す各施設の基本性能とは、各施設がその設備によって備え持つ施設としての機能であり、「新ごみ処理施設建設工事 試運転報告書」、「新ごみ処理施設建設工事 完成図書」等に表示される内容である。

1.2.13 対象廃棄物

対象施設への搬入廃棄物及び搬出物は、以下のとおりである。

表 1-3 対象施設への搬入廃棄物及び搬出物

【熱回収施設】

	種類	内容
搬入廃棄物	可燃ごみ	
	破砕残渣	リサイクルセンターの破砕系統より破砕，磁力選別後に回収される残渣
	可燃性粗大ごみせん断物	リサイクルセンターの可燃性粗大ごみをせん断機で破砕した残渣
搬出物	焼却残渣	熱回収施設から回収される焼却残渣
	安定化处理飛灰	ろ過式集じん機から回収された飛灰で，飛灰処理装置で処理された処理灰

【リサイクルセンター】

	種類	内容
搬入廃棄物	不燃ごみ・粗大ごみ	
搬出物	破砕残渣	可燃性粗大ごみをせん断機で破砕した残渣及び破砕，磁力選別・可燃不燃選別により選別された可燃残渣
	金属くず	破砕，磁力選別等により回収される鉄類圧縮成型品，アルミ類圧縮成型品
	不燃残渣	破砕，磁力選別・可燃不燃選別により選別された不燃残渣

【ストックヤード】

搬入廃棄物	ガラスびん類，ペットボトル，その他プラスチック，発泡スチロール，ダンボール，古紙，紙パック，鉄類圧縮成型品，アルミ類圧縮成型品，小型家電，蛍光灯，電池，スプレー缶等
搬出物	上記の搬入物が搬出される

1.2.14 基本フロー

本事業における各施設の全体フローシートを図 1-1，図 1-2 に示す。

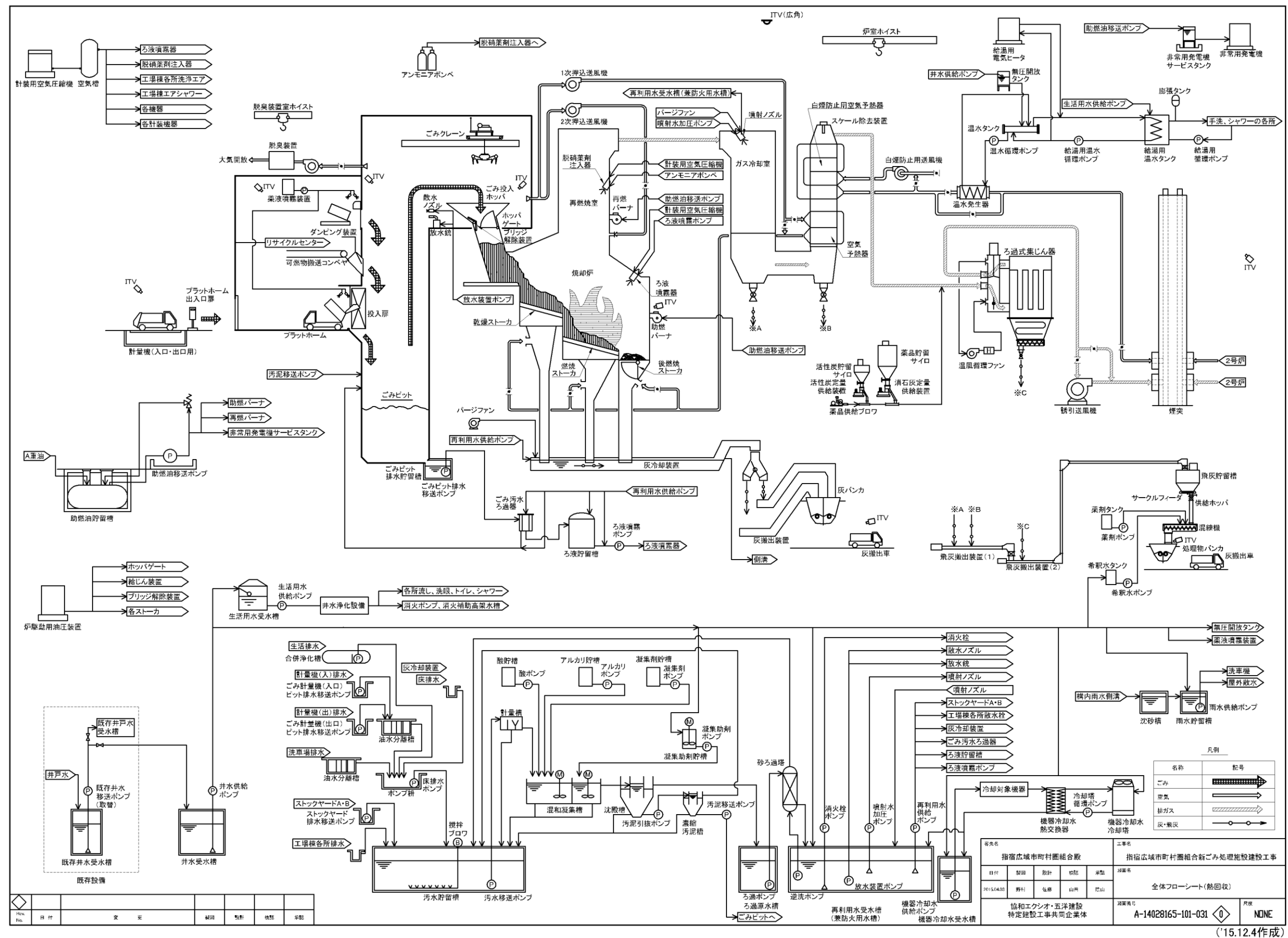


図 1-1 熱回収施設全体基本フローシート

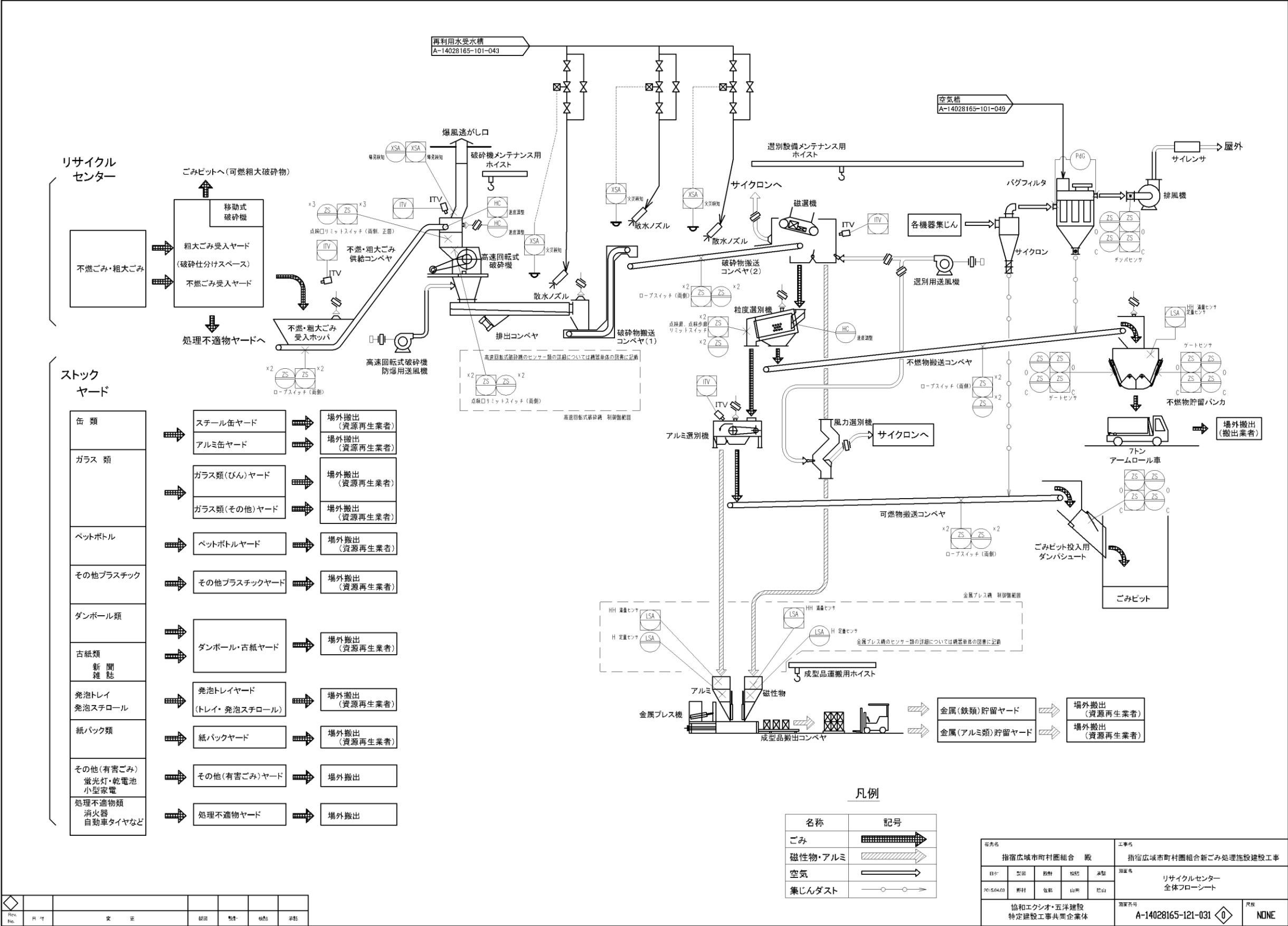


図 1-2 リサイクルセンター全体基本フローシート

1.2.15 公害防止条件

「新ごみ処理施設建設工事 発注仕様書」における公害防止条件は、以下のとおりである。

①排出ガス基準（熱回収施設）

ばいじん濃度	:0.05g/m ³ N 以下（O ₂ 12%換算）
硫酸化物濃度	:100ppm 以下（O ₂ 12%換算）
塩化水素濃度	:200ppm 以下（O ₂ 12%換算）
窒素酸化物濃度	:200ppm 以下（O ₂ 12%換算）
ダイオキシン類排出濃度	:3 ng-TEQ/m ³ N 以下（O ₂ 12%換算）
一酸化炭素	:100ppm 以下（1 時間平均値）30ppm 以下（4 時間平均値）

②騒音基準

敷地境界線において、定格稼働時に下記の基準値以下とする。

朝（06：00～08：00）	50dB(A)
昼間（08：00～19：00）	60dB(A)
夕（19：00～22：00）	50dB(A)
夜間（22：00～06：00）	45dB(A)

③振動基準

敷地境界線において、定格稼働時に下記の基準値以下とする。

昼間（07：00～20：00）	60dB
夜間（20：00～07：00）	55dB

④排水基準

施設から発生する排水は、雨水以外は場外へ放流しないこと。

⑤粉じん濃度基準（リサイクルセンター）

集じん器及び脱臭装置排気口出口粉じん濃度 0.1g/N m³ 以下とする。作業環境基準 0.15mg/ m³ N 以下とする。

⑥悪臭基準

敷地境界線において、定格稼働時に下記の基準値以下とする。敷地境界線上において、以下に示す臭気強度 3 に相当する悪臭物質濃度以下で、かつ、臭気指数 10 以下とすること。

表 1-4

項 目	Ppm
アンモニア	2
メチルメルカプタン	0.004
硫化水素	0.06
硫化メチル	0.05
二硫化メチル	0.03
トリメチルアミン	0.02
アセトアルデヒド	0.1
プロピオンアルデヒド	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.03
イソブチルアルデヒド	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.02
イソバレルアルデヒド	0.006
イソブタノール	4
酢酸エチル	7
メチルイソブチルケトン	3
トルエン	30
スチレン	0.8
キシレン	2
プロピオン酸	0.07
ノルマル酪酸	0.002
ノルマル吉草酸	0.002
イソ吉草酸	0.004

脱臭装置排出口における悪臭基準値は、以下の表から算出される値以下で、かつ、臭気指数 30 以下とすること。

表 1-5

悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表わすものとする。 q：流量（単位：温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時） He：悪臭防止法施行規則第 2 条第 2 項の規定により補正された排出口の高さ（単位：メートル） Cm：敷地境界の規則基準として定められた値（単位：百万分率） 補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

⑦白煙防止基準（熱回収施設）

外気温度 5℃、湿度 50%以下において白煙が発生しないこと。

⑧安定化処理飛灰の基準（熱回収施設）

a 溶出基準

アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.005mg/L 以下
カドミウム	0.3mg/L 以下
鉛	0.3mg/L 以下
六価クロム	1.5mg/L 以下
ヒ素	0.3mg/L 以下
セレン	0.3mg/L 以下

b 含有量基準

ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下
---------	---------------

⑨労働環境基準

労働安全衛生法による。

1.2.16 ユーティリティー条件

「新ごみ処理施設建設工事 実施設計図書」等におけるユーティリティー条件は、以下のとおりである。

①給水

取水可能量 150m³/日（熱回収施設，リサイクルセンター，管理棟等併せて）

②汚水排水

熱回収施設，リサイクルセンター及び車庫兼洗車場から発生する排水は，熱回収施設の排水処理設備にて処理し，系外へ排出しないもの（クローズドシステム）とする。生活排水は，合併処理浄化槽で処理したのち，系外へ排出しないものとする。

③電力

供給方式：交流3相3線方式

電圧：標準 6,600V

④電話・FAX

管理棟	電話，ファックス，インターネット回線
工場棟（熱回収施設，リサイクルセンター）	電話，ファックス，インターネット回線
機械警備信号回線	1回線（アナログ）

1.2.17 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により，要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して，その処理を組合が実施しようとする場合，事業者は，その処理処分に協力しなければならない。

1.2.18 事業期間終了時の取扱い

（1）要求水準

ア 事業期間終了後，組合が対象施設において本要求水準書に記載の業務を実施するにあたり，事業者は，事業期間終了後も1年間に亘り継続して使用することに支障のない状態であることを確認するために，第三者機関による精密機能検査を実施すること。精密機能検査の結果確認をもって組合は引き継ぎ時の確認とすることができる。

イ 建物の主要構造物等に，大きな破損がなく，良好な状態であること。ただし，継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

ウ 内外の仕上げや設備機器等に，大きな汚損又は破損がなく，良好な状態であること。ただし，継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

エ 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている基本的な性能（機能・効率・能力等計測可能なもの）を満たしていること。ただし，継続使用に支障のない程度の軽度な汚損及び劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

(2) 性能未達成時の対応

事業者は、事業期間終了後1年の間に、対象施設に関して事業者の運営維持管理業務等に起因する性能未達が発生した場合、組合は事業者と協議を行うものとする。この協議により、性能未達が事業者の運営維持管理業務等に起因するものであると判断された場合、事業者は、自らの責任と費用において補修等必要な対応を行うものとする。

(3) 業務の引継ぎに関する事項

- ア 組合及び組合が指定する者が、本要求水準書に記載されている業務の実施に支障のないように、当該業務の引継ぎを行うこと。
- イ 引継ぎ項目には、対象施設の取扱説明書（事業期間中の修正・更新内容を含む）及び本事業の実施にあたり事業者が整備作成した図書を含むものとする。
- ウ 事業者は、業務の引継ぎに際して、事前に業務の引継ぎに必要な要領書等を作成し、組合の承諾を得ること。
- エ 事業者は、組合及び組合が指定する者に対して、事業期間中の組合が指定する期間において、必要な人員を配置し、業務が円滑に行えるように必要にして十分な教育と指導を行うこと。
- オ 業務の引継ぎに関する詳細については、組合及び組合が指定する者と事業者との協議により決定する。

1.2.19 その他

事業者は、本事業を実施するにあたり、組合が事業開始前に引き渡す予備品及び貸与機器等を使用することができる。また、事業期間終了時には、組合が事業期間中に引渡した予備品と同等の品目、数量の新品を組合に引渡すこと。

第3節 管理運営事業条件

1.3.1 管理運営事業

管理運営事業は、次に基づいて行うものとする。

- ① 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託 要求水準書
- ② 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託 管理運営業務提案書
- ③ 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託 管理運営業務提案図書
- ④ 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託 管理運営業務提案書参考図書
- ⑤ 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託 事業計画提案書
- ⑥ 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託 事業計画提案書参考図書
- ⑦ 指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託 事業契約書
- ⑧ その他組合の指示するもの

1.3.2 提案書の変更

事業期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

1.3.3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って管理運営することを妨げるものではない。要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

(2) 参考図等の取扱い

要求水準書の図、表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。参考図等に、誤記、欠落等があった場合でも、組合はいかなる責任も負わない。

1.3.4 契約金額の変更

1.3.2, 1.3.3の場合、契約金額の増額等の手続は行わない。

第2章 管理運営体制

2.1.1 全体組織計画

事業者は、本事業に係る組織として、適切な組織構成を計画すること。

- (1) 事業者は、事業開始後 2 年間以上は本事業の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する者を配置すること。
- (2) 事業者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。

※表 2-1 管理運営必要資格（参考）を参照

2.1.2 施設別組織計画

- (1) 事業者は、熱回収施設、リサイクルセンター、ストックヤード、管理棟、関連施設の運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務に適切な組織構成を計画すること。
- (2) 事業者は、熱回収施設、リサイクルセンター、ストックヤード、管理棟、関連施設の各施設の管理運営に必要な有資格者及び人員を確保すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。

表 2-1 管理運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設技術管理者）	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
廃棄物処理施設技術管理者 （破碎・リサイクル施設技術管理者）	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
総括安全衛生管理者	安全管理者、衛生管理者を指揮し、安全衛生業務を総括（常時 100 人以上の雇用労働者を使用する事業場）
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
特定化学物質等取扱作業主任者	特定化学物質等の取扱作業
危険物保安監督者 危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
クレーン運転特別教育修了者	クレーンの運転（吊り上げ荷重 5 t 未満）
第 3 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
高圧ガス作業主任者	高圧ガスの取扱、消費等
公害防止管理者・公害防止主任管理者・ 公害防止統括者・各代理人	公害防止に関する技術的な管理

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

2.1.3 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織その他の安全管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- (3) 事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (4) 事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (5) 事業者は、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織その他の体制を整備すること。整備した体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- (6) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (7) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について組合に報告すること。
- (8) 事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (9) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- (10) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

2.1.4 防火管理

- (1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織その他の防火管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した防火管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- (3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (4) 特に、熱回収施設、リサイクルセンターのごみピットについては、入念な防火管理を行うこと。

2.1.5 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。整備した連絡体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。

2.1.6 緊急時の組織体制の整備・防災訓練

- (1) 事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (2) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。
- (3) 事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。整備した連絡体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- (4) 事業者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。
- (5) 事故が発生した場合、直ちに事業者は緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

2.1.7 帳票類の管理

事業者は、各施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用する。なお、帳票リスト及び様式については、組合との協議の上、決定する。

表 2-2 帳票類の種類（参考）

NO	名称	NO	名称
1	職員配置表	7	維持管理状況報告
2	勤務体制編成表	8	定期整備報告書
3	運転日報・月報・年報	9	設備（機器）台帳
4	機器運転・作業日誌	10	検査台帳
5	受電変電設備日誌	11	給油台帳
6	試験検査日誌	12	備品・予備品台帳
		13	その他必要な書類

2.1.8 地元雇用

事業者は、施設の管理運営に当たっては、「一般廃棄物処理施設（新ごみ処理施設）に係る基本協定書」を踏まえた雇用に配慮すること。

2.1.9 物品調達

事業者は、施設の管理運営に当たっては、指宿市及び南九州市穎娃町での物品の調達に努めること。

第3章 受付・受入管理業務

3.1.1 受付・受入管理

事業者は、組合が受け付けた後であっても、直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認すること。直接搬入ごみが基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。

3.1.2 計量

廃棄物、回収物等を搬入・搬出する車両を組合が管理棟において計量し、その記録を管理する。

3.1.3 案内・指示

事業者は、ごみの搬入車両に対し、各施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。

3.1.4 料金徴収

本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者から、組合が直接料金を徴収する。

3.1.5 受付時間

管理棟における受付時間は、原則、月曜日から土曜日まで（1月1日から1月3日までを除く。）の8時30分から16時30分まで（昼休憩なし）である。

日曜日、1月1日から1月3日まで、夜間等の受付時間外についても、組合が事前に指示する場合は、受入業務を行うこと。

3.1.6 搬入車両の誘導

事業者は、安全に搬入が行われるように、搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。

第4章 運転管理業務

第1節 熱回収施設に係る運転管理業務

4.1.1 熱回収施設の運転

事業者は、熱回収施設の基本性能を発揮し、熱回収施設の各設備を適切に運転すること。また、搬入される廃棄物を、関係法令、熱回収施設の公害防止条件等を遵守し、適切に処理するとともに、施設への負荷の少ない効率的運転に努めること。

4.1.2 運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

4.1.2.1 年度別計画搬入量

年度別計画搬入量（別紙2参照）

4.1.2.2 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように設定すること。

4.1.2.3 運転時間

施設の運転時間は、原則として16h/日とする（立ち上げ下げを含む。）。ただし、ごみの搬入量が多い場合は、法令上問題のない範囲において運転時間を延長する等の対応を行うものとし、事前に組合と協議し、了承を得ること。

4.1.2.4 施設動線

- （1）場内の動線については、別途組合の指示する動線を遵守すること。
- （2）緊急時の動線については、組合と協議すること。

4.1.2.5 計画ごみ質

①可燃ごみの三成分

	低質	基準	高質
水分 (%)	66	56	39
可燃分 (%)	28	38	55
灰分 (%)	6	6	6
低位発熱量 (kJ/kg)	4,100	6,500	10,300
(kcal/kg)	1,000	1,600	2,500
単位体積重量 (kg/m ³)	225		

②可燃分中の元素分析値

元素名	炭素	水素	酸素	窒素	硫黄	塩素
重量 (%)	57.62	8.17	31.72	1.39	0.06	1.04

4.1.2.6 計画残渣発生率

「熱回収施設整備工事 実施設計図書」(物質収支) 参照

4.1.2.7 計画資源化量

「熱回収施設整備工事 実施設計図書」(物質収支) 参照

4.1.2.8 公害防止条件

1.2.15 参照

4.1.2.9 ユーティリティー条件

1.2.16 参照

4.1.2.10 車両の仕様

組合から貸与される以外の運転管理に必要な車両は、施設の運転管理及び維持管理に支障のない車両を選定すること。組合から貸与する車両は、以下の4台とする。

- ①脱着装置付コンテナ専用車 7 t（コンテナが別に1基あり）：灰搬出用
- ②脱着装置付コンテナ専用車 4 t：灰搬出用
- ③フォークリフト 2 tクラス：資源ごみ搬出用
- ④バックホウ 型式75型：不燃ごみ破碎用

また、組合から貸与する車両の車検整備に係る費用、消耗部品の交換、修繕等に関しては、事業者の負担とするが、車検に伴う法定費用（重量税、自賠責保険）及び一定範囲の任意保険に係る費用は組合で負担する。

4.1.3 搬入物の性状分析

事業者は、熱回収施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。

4.1.4 搬入管理

- （1）事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- （2）事業者は、熱回収施設に搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。
- （3）事業者は、直接搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、中身が確認できないものについては、その中身について確認すること。
- （4）事業者は、搬入時に処理不適物を発見した場合、原則として搬入者に持ち帰りさせること。搬入後に発見した場合は、処理不適物から、リサイクルセンターで処理可能な廃棄物と最終処分場で処分可能な廃棄物を選別し、組合の指示に従って運搬し保管すること。
- （5）事業者は、上記の選別後に処理不適物が残った場合は、組合に報告し、組合の指示に従って運搬し保管すること。
- （6）事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行い、家庭からの直接搬入者に対しては適切な補助を行うこと。
- （7）事業者は、搬入者に対し、直接搬入ごみの分別状況を確認すること。ただし、搬入者とトラブルが生じないよう十分に配慮の上、受入管理を実施すること。
- （8）事業者は、組合又は組合の関係市が許可業者に対して行うプラットホーム内での展開検査に対して協力すること。

4.1.5 適正処理

- (1) 事業者は、搬入された廃棄物を関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。特に、ダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (2) 事業者は、熱回収施設から回収される焼却残渣、安定化処理飛灰等が関係法令、熱回収施設の公害防止条件を満たすように適切に処理すること。焼却残渣、安定化処理飛灰等が上記の関係法令、公害防止条件を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止条件を満たすような必要な処理を行うこと。

4.1.6 適正運転

事業者は、施設の運転が関係法令、熱回収施設の公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

4.1.7 リサイクルセンターへの搬出

- (1) 事業者は、処理不適物から選別されたリサイクルセンターで処理可能な廃棄物について、熱回収施設からリサイクルセンターへ運搬すること。
- (2) リサイクルセンターへの運搬時に、搬出物を落下・飛散させないこと。

4.1.8 最終処分場への搬出

- (1) 事業者は、熱回収施設から回収される焼却残渣及び安定化処理飛灰が関係法令、熱回収施設の公害防止条件を満たすことを定期的に確認し、組合の指示により熱回収施設から指宿広域管理型最終処分場（以下「最終処分場」という。）へ運搬すること。なお、運搬にあたっては、関係市の一般廃棄物収集運搬業許可が必要であるため、契約締結後速やかに許可申請を行い、許可を取得すること。

最終処分場の所在地：鹿児島県南九州市颯娃町郡 10995 番地 1

- (2) 事業者は、処理不適物から選別された最終処分が可能な廃棄物について、組合の指示により熱回収施設から最終処分場へ運搬すること。
- (3) 最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないこと。

4.1.9 回収物の搬出・資源化の促進

事業者は、熱回収施設から回収される金属くず等が、公害防止条件を満たすことを定期的に確認した上で、金属くず等の資源化を行うこと。

4.1.10 搬出物の性状等の分析・管理

事業者は、熱回収施設から搬出する焼却残渣、安定化处理飛灰等の量、性状について分析・管理を行うこと。

4.1.11 非常用発電機の使用

非常停電時における炉の立ち下げ、ごみ受入設備等に、非常用発電機を使用することが可能である。

4.1.12 運転管理体制

- (1) 事業者は、熱回収施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。

4.1.13 運転計画の作成

- (1) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承認を得なければならない。
- (2) 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承認を得なければならない。
- (3) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、計画の変更をしなければならない。

4.1.14 運転管理マニュアル

- (1) 事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- (2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。

4.1.15 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

第2節 リサイクルセンターに係る運転管理業務（ストックヤードを含む。）

4.2.1 リサイクルセンターの運転

事業者は、リサイクルセンターの基本性能を発揮し、各設備を適切に運転すること。

また、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理するとともに、施設への負荷の少ない効率的運転に努めること。

4.2.2 運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

4.2.2.1 年度別計画搬入量

年度別計画搬入量（別紙2 参照）

4.2.2.2 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように設定すること。

4.2.2.3 運転時間

施設の運転時間は、設備の立ち上げ下げを除く、原則5h/日以内とする。ただし、ごみの搬入量が多い場合は、運転時間を延長する等の対応を行うものとし、事前に組合と協議し、了承を得ること。

4.2.2.4 施設動線

4.1.2.4 参照

4.2.2.5 計画ごみ質

項 目	単位体積重量 (t/m ³)	組成 (%)		
		回収金属	可燃物	不燃物
不燃ごみ・粗大ごみ	0.15	26.5	28.9	44.6

※ 処理回収後の鉄・アルミの割合・・・鉄（93%）、アルミ（7%）

項 目	単位体積重量 (t/m ³)	搬 入 量 (t/日)
缶類 ^{※1}	0.023	0.069
ガラスびん類 ^{※2}	0.141	0.310
ペットボトル	0.030	0.033
その他プラスチック	0.023	0.184
発泡スチロール	0.007	0.024
ダンボール	0.140	0.224
古紙	0.379	0.987
紙パック	0.022	0.012

※1 缶類の鉄・アルミの割合・・・鉄（67％），アルミ（33％）

※2 ガラスびん類（3色の割合）・・・無色びん（32％），茶色びん（49％），その他びん（19％）

4.2.2.6 計画残渣発生率

「新ごみ処理施設建設工事 実施設計図書」参照

4.2.2.7 計画資源化量

「新ごみ処理施設建設工事 実施設計図書」参照

4.2.2.8 公害防止条件

1.2.15 参照

4.2.2.9 ユーティリティー条件

1.2.16 参照

4.2.2.10 車両の仕様

4.1.2.10 参照

4.2.3 搬入物の性状分析

事業者は、リサイクルセンターに搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。

4.2.4 搬入管理

- (1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 事業者は、リサイクルセンターに搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。特に、不燃ごみについて、受入ヤードにおいて処理不適物の検査を実施し、その混入を防止すること。
- (3) 事業者は、直接搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、中身が確認できないものについては、その中身について確認すること。
- (4) 事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に分別等の適切な指示及び補助を行うこと。事業者は処理不適物を発見した場合、熱回収施設で処理可能な廃棄物か否かを判断し、適切に処理すること。
- (5) 事業者は、(4)の作業において処理不適物が残った場合は、組合に報告し、組合の指示に従って運搬し保管すること。
- (6) 事業者は、搬入者に対し、搬入ごみの分別状況を確認すること。ただし、搬入者とトラブルが生じないように、十分に配慮の上、受入管理を実施すること。
- (7) 事業者は、組合又は組合の関係市が許可業者に対して行うプラットホーム内での展開検査に対して協力すること。
- (8) 事業者は、粗大ごみの荷降ろし時に適切な指示を行い、家庭からの直接搬入者に対しては適切な補助を行うこと。
- (9) 事業者は、搬入された粗大ごみについて、処理不適物の検査を実施し、その混入を防止すること。
- (10) 事業者は、リサイクルセンターに搬入された資源化可能なものについては、組合の指示に従って運搬し、保管すること。

4.2.5 適正処理

- (1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。
- (2) 事業者は、リサイクルセンターから回収されるアルミ類、鉄類が「新ごみ処理施設建設工事 実施設計画書」において保証される純度・回収率を満たすように適切に処理すること。回収されたアルミ類、鉄類が上記の純度・回収率を満たさない場合、事業者は、満たすように必要な処理を行うこと。
- (3) 処理不適物のうち、簡易な処理によって適正処理が可能となるものについては簡易な処理を行い、

適正処理を行うこと。

- (4) 事業者は、不燃ごみや粗大ごみ等として搬入したもので、選別・解体することで資源化できるものは、選別・解体し、組合の指示に従って運搬し保管すること。
- (5) 事業者は、搬入されるスプレー缶を組合が貸与する専用機器を用いて、安全に処理した後、適正処理を行うこと。

4.2.6 適正運転

事業者は、施設の運転が、関係法令、リサイクルセンターの公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

4.2.7 熱回収施設への搬出

- (1) 事業者は、リサイクルセンターから発生する破碎残渣等をリサイクルセンターから熱回収施設へ運搬すること。
- (2) 事業者は、処理不適物から選別された熱回収施設で処理可能な廃棄物について、リサイクルセンターから熱回収施設へ運搬すること。
- (3) 荷積み、運搬時に搬出物を落下・飛散させないこと。

4.2.8 資源化物等の搬出・資源化の促進

- (1) 事業者は、リサイクルセンターから回収されるアルミ類、鉄類について、「新ごみ処理施設建設工事 実施設計図書」において保証される純度・回収率を満たすことを確認し、組合が指定する条件で組合に引き渡すこと。
- (2) アルミ類、鉄類の梱包形状は、機械仕様に準じた大きさとし、搬出先の受入条件、搬出機材・車両等を考慮した重量、形状とすること。
- (3) 事業者は、リサイクルセンターから回収される有害ごみについて、組合が指定する条件で組合に引き渡すこと。
- (4) 事業者は、リサイクルセンターから回収されるアルミ類、鉄類について、場内の組合が指定する場所へ運搬すること。
- (5) 事業者は、更なるごみの資源化促進に向けて、廃棄物リサイクルに関する提案や市場開拓等、組合の支援を行う。

4.2.9 最終処分場への搬出

- (1) 事業者は、リサイクルセンターから発生する不燃残渣を、最終処分場へ運搬すること。
- (2) 最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないこと。

4.2.10 搬出物の性状等の分析・管理

事業者は、リサイクルセンターから回収するアルミ類、鉄類、破碎残渣、可燃性粗大ごみせん断物の量、性状について分析・管理を行うこと。

4.2.11 運転管理体制

- (1) 事業者は、リサイクルセンターを適切に運転するために、運転管理体制を整備しなければならない。
- (2) 事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

4.2.12 運転計画の作成

4.1.13 参照

4.2.13 運転管理マニュアル

4.1.14 参照

4.2.14 運転管理記録の作成

4.1.15 参照

第5章 維持管理業務

第1節 熱回収施設に係る維持管理業務

5.1.1 備品・什器・物品・用役の調達計画

事業者は、熱回収施設の年間運転計画，月間運転計画に基づき，経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し，組合に提出すること。

5.1.2 備品・什器・物品・用役の管理

事業者は，調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し，必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

5.1.3 施設の機能維持

- (1) 事業者は，熱回収施設の基本性能を事業期間にわたり維持すること。
- (2) 事業者は，熱回収施設の公害防止性能を事業期間にわたり維持すること。

5.1.4 点検・検査計画

- (1) 事業者は，点検及び検査を，施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (2) 点検・検査計画については，日常点検，定期点検，法定点検・検査（表 5-1 法定点検項目（参考）），自主検査等の内容（機器の項目，頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの，事業期間を通じたもの）を作成し組合に提出すること。
- (3) 点検・検査計画書は，組合に提出し，その承諾を得ること。
- (4) 全ての点検・検査は，運転の効率性を考慮し計画すること。原則として，同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品，消耗品の交換作業は同時に行うこと。

表 5-1 法定点検項目（参考）

No	項 目	法令・通知等	備考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則第 5 条 精密機能検査	3 年に 1 回以上
2	クレーン	労働安全衛生法 第 41 条 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 第 34 条 定期自主検査 第 35 条 定期自主検査 第 43 条 性能検査	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回 2 年未満又は 2 年を超え 3 年以内ごとに 1 回
3	航空障害灯	航空法 第 51 条 維持管理	
4	受変電設備	電気事業法 第 39 条第 1 項 第 56 条第 1 項 電気設備技術基準	指宿広域市町村圏組合 自家用電気工作物保安 規程
5	消防用設備	消防法 同法施行規則第 31 条の 6 点検	1 年以内
6	危険物の貯蔵所	消防法 第 14 条の 3 の 2 維持管理 点検	定期
7	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

5.1.5 点検・検査の実施

- (1) 点検・検査は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異常が発生した場合、故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。
- (3) 点検・検査に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。
- (4) 点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。

5.1.6 補修計画の作成

- (1) 事業者は、事業期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した補修計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。
- (3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した各年度の補修計画は、組合の承諾を得ること。

5.1.7 補修の実施

(1) 事業者が行うべき補修の範囲は、以下のとおりである。(表 5-2 補修の範囲 (参考))

- ① 点検・検査結果により、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
- ② 設備が故障した場合の修理、調整
- ③ 再発防止のための修理、調整

表 5-2 補修の範囲 (参考)

作業区分		概 要	作業内容 (例)
補修工事	予防保全	定期的な点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。)	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		経済的側面を考慮して、予知できる故障が発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、対象施設のいずれにも該当する。

- (2) 事業者は、点検・検査結果に基づき、事業期間にわたり施設の基本性能を維持するために、各種補修・修繕・機器の更新を行うこと。なお、補修工事に必要な消耗機材、予備品の調達管理等は、事業者の責任と費用において実施すること。ただし、特別な事情があると認められるときは、事業者と組合との協議により実施するものとする。
- (3) 事業者は、故意又は過失により、施設及び設備をき損又は滅失したときは、組合との協議により自己の費用で当該施設及び設備を原状に回復し、又はその損害を賠償すること。
- (4) 補修に際しては、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (5) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管すること。
- (6) 事業者は、施設の運営管理等業務の実施において、特定調達品の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修工事について、自ら代替品の調達が困難な場合、施工企業の協力により、合理的な条件で調達することができる。ただし、事業者が自らの責任において施工企業以外から調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。

事業者が施工企業以外から補修工事等にかかわる特定調達品を調達する場合、施設の機能を維持できることを組合に説明するとともに、当該調達先、調達時期等につき報告すること。

5.1.8 施設の保全

事業者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

5.1.9 安全衛生管理・作業環境管理

- (1) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 特に、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行うこと。
- (3) 事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。
- (4) 事業者は、熱回収施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (5) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

5.1.10 見学者ホール・通路の案内展示設備及び排出ガス濃度表示板の管理

事業者は、見学者ホール・通路の案内展示設備及び排出ガス濃度表示板の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。

5.1.11 機器更新

- (1) 事業者は、事業期間内における施設の基本性能（1.2.12参照）を維持するために、機器の耐用年数を考慮した事業期間にわたる更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について、組合の承諾を得ること。なお、計画を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- (2) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の責任において、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは事業者による機器更新の対象から除くものとする。

5.1.12 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し、組合と協議するこ

と。

5. 1. 13 かし検査の協力

事業者は、施工企業に対して行われるかし検査に対し、組合に協力すること。

第2節 リサイクルセンターに係る維持管理業務（ストックヤードを含む。）

5.2.1 備品・什器・物品・用役の調達計画

事業者は、リサイクルセンターの年間運転計画，月間運転計画に基づき，経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し，組合に提出すること。

5.2.2 備品・什器・物品・用役の管理

事業者は，調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し，必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

5.2.3 施設の機能維持

- （1）事業者は，リサイクルセンターの基本性能を事業期間にわたり維持すること。
- （2）事業者は，リサイクルセンターの公害防止性能を事業期間にわたり維持すること。

5.2.4 点検・検査計画

- （1）事業者は，点検及び検査を，施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- （2）点検・検査計画については，日常点検，定期点検，法定点検・検査（表 5-3 法定点検項目（参考）），自主検査等の内容（機器の項目，頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの，事業期間を通じたもの）を作成すること。
- （3）点検・検査計画書は，組合に提出し，その承諾を得ること。
- （4）全ての点検・検査は，運転の効率性を考慮し計画すること。原則として，同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品，消耗品の交換作業は同時に行うこと。

表 5-3 法定点検項目（参考）

No	項 目	法令・通知等	備考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則第 5 条 精密機能検査	3 年に 1 回以上
2	ホイストクレーン	労働安全衛生法 第 41 条 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 第 34 条 定期自主検査 第 35 条 定期自主検査 第 43 条 性能検査	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回 2 年未満又は 2 年を超え 3 年以内ごとに 1 回
3	消防用設備	消防法 同法施行規則第 31 条の 6 点検	1 年以内
4	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

5.2.5 点検・検査の実施

5.1.5 参照

5.2.6 補修計画の作成

5.1.6 参照

5.2.7 補修の実施

5.1.7 参照

5.2.8 施設の保全

5.1.8 参照

5.2.9 安全衛生管理・作業環境管理

- (1) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。
- (3) 事業者は、リサイクルセンターにおける標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (4) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

5.2.10 通路の案内展示設備

事業者は、通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。

5.2.11 機器更新

5.1.11 参照

5.2.12 改良保全

5.1.12 参照

5.2.13 かし検査の協力

5.1.13 参照

第3節 管理棟に係る維持管理業務

5.3.1 備品・什器・物品・用役の調達計画

事業者は、施設全体の年間運転計画、月間運転計画に基づき、経済性を考慮した管理棟の備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、組合に提出すること。

5.3.2 備品・什器・物品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。なお、管理棟1階に設置する複合機の仕様については、組合の承諾を得るものとし、管理及び費用負担については事業者が行うこと。

5.3.3 施設の機能維持

事業者は、管理棟の基本性能・機能を事業期間にわたり維持すること。ただし、管理棟1階については、組合の了承する範囲において事業者が維持管理すること。

5.3.4 点検・検査計画

- (1) 事業者は、点検及び検査を、施設の運転に極力影響を与えず、効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査（表 5-4 法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成すること。
- (3) 点検・検査計画書は、組合に提出し、その承諾を得ること。
- (4) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。

表 5-4 法定点検項目（参考）

No	項 目	法令・通知等	備考
1	計量機	計量法 第 19 条 同法施行令第 11 条 定期点検	2 年に 1 回
2	消防用設備	消防法 同法施行規則第 31 条の 6 点検	1 年以内
3	エレベーター	労働安全衛生法 第 41 条 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 162 条 性能検査	1 年以内ごとに 1 回 1 月以内ごとに 1 回 1 年未満又は 1 年を超え 2 年以内ごとに 1 回
4	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

5.3.5 点検・検査の実施

5.1.5 参照

5.3.6 補修計画の作成

5.1.6 参照

5.3.7 補修の実施

5.1.7 参照

5.3.8 施設の保全

5.1.8 参照

5.3.9 啓発施設の設備管理

- （１）事業者は、管理棟内の展示設備における展示パネル、パソコン、パソコンソフト等の展示ギャラリー製作物の更新を事業者の費用で行うこと。
- （２）更新時期、更新内容については、組合と協議すること。

5.3.10 安全衛生管理・作業環境管理

- （１）事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- （２）事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。

5.3.11 機器更新

5.1.11 参照

5.3.12 改良保全

5.1.12 参照

5.3.13 かし検査の協力

5.1.13 参照

第4節 関連施設に係る維持管理業務

5.4.1 備品・什器・物品・用役の調達計画

事業者は、経済性を考慮した関連施設（車庫兼洗車場，駐車場，外構施設，植栽，合併処理浄化槽，構内道路，外灯，交通安全設備，給水設備，受水槽，水源井戸設備等）の備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し，組合に提出すること。

5.4.2 備品・什器・物品・用役の管理

事業者は，調達計画に基づき調達した関連施設の備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し，必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

5.4.3 施設の機能維持

事業者は，関連施設の基本性能を事業期間にわたり維持すること。

5.4.4 点検・検査計画

- （１）事業者は，点検及び検査を，施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- （２）点検・検査計画については，日常点検，定期点検，法定点検・検査，自主検査等の内容（機器の項目，頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの，事業期間を通じたもの）を作成すること。
- （３）点検・検査計画書は，組合に提出し，その承諾を得ること。
- （４）全ての点検・検査は，運転の効率性を考慮し計画すること。原則として，同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品，消耗品の交換作業は同時に行うこと。

5.4.5 点検・検査の実施

5.1.5 参照

5.4.6 補修計画の作成

5.1.6 参照

5.4.7 補修の実施

5.1.7 参照

5.4.8 施設の保全

事業者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

5.4.9 安全衛生管理・作業環境管理

- (1) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。特に、駐車場、管理道路等においては、車両等による事故がないように適切に管理すること。
- (2) 事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。

5.4.10 機器更新

5.1.11 参照

5.4.11 改良保全

5.1.12 参照

5.4.12 かし検査の協力

5.1.13 参照

第6章 環境管理業務

6.1.1 環境保全基準

- (1) 事業者は、熱回収施設、リサイクルセンター、管理棟、関連施設の公害防止条件、関係法令、地元との環境保全協定「新ごみ処理施設建設工事 生活環境影響調査書」、「新ごみ処理施設建設工事に伴う生活環境影響調査書（排ガス条件変更に伴う再予測）」等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、管理運営に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議すること。

6.1.2 環境保全計画

- (1) 事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全項目について計測し確認すること。
- (3) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。報告に当たっては、第三者機関による計測を行ったものについては、計量証明書等を添付すること。

6.1.3 作業環境管理基準

- (1) 事業者は、管理棟、熱回収施設、リサイクルセンター、関連施設のダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 事業者は、管理運営に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

6.1.4 作業環境管理計画

- (1) 事業者は、事業期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理項目について計測し確認すること。
- (3) 事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。報告に当たっては、第三者機関による計測を行ったものについては、計量証明書等を添付すること。

第7章 情報管理業務

7.1.1 運転記録報告

- (1) 事業者は、対象施設の運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、組合と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

7.1.2 点検・検査報告

- (1) 事業者は、対象施設の点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、組合と協議の上、決定すること。
- (3) 点検・検査に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

7.1.3 補修・更新報告

- (1) 事業者は、対象施設の補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、組合と協議の上、決定すること。
- (3) 補修、更新に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

7.1.4 環境管理報告

- (1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した対象施設の環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、組合と協議の上、決定すること。
- (3) 環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

7.1.5 作業環境管理報告

- (1) 事業者は、作業環境管理計画に基づき計測した対象施設の作業環境管理状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、組合と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

7.1.6 施設情報管理

- (1) 事業者は、対象施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については、組合と協議の上、決定すること。

7.1.7 その他管理記録報告

- (1) 事業者は、対象施設で管理している項目又は事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- (2) 提出頻度・時期・詳細項目については、組合と別途協議の上、決定すること。組合が要望する管理記録について、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第8章 関連業務

8.1.1 対象施設の関連業務

事業者は、基本条件を遵守して本事業を実施するために、第3章から前章以外に本事業の実施に必要な関連業務を行うこと。

要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設を管理運営するために必要と認められる業務については、全て事業者の費用と責任において対応すること。

なお、以下の「清掃」から「住民対応」に示す内容は例示であり、事業者が実施すべき関連業務は、これらに限定されるものでない。

8.1.2 清掃

- (1) 事業者は、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠し、対象施設の清掃計画を作成し、組合の承諾を得ること。清掃計画の対象は、日常清掃のほか、定期清掃等の全ての清掃を含むこと。
- (2) 事業者は、対象施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に、見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

8.1.3 植栽管理

- (1) 事業者は、対象施設の植栽について、剪定、薬剤散布、水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、植栽管理計画に基づき、対象施設内の植栽を適切に管理すること。
- (3) 事業者は、対象施設の管理において、必要に応じて対象施設への搬入路等についても適正な管理を行うこと。

8.1.4 防火管理・防災管理

- (1) 事業者は、「消防法」等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備し、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、整備した防火管理・防災管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告し、組合の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、消防計画を作成し、消防署に提出すること。
- (4) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理・防災管理上、問題がある場合は、

組合と協議の上、対象施設の改善を行うこと。

(5) 事業者は、定期的に消防訓練、避難訓練等を行うこと。

8.1.5 警備・防犯

(1) 事業者は、対象施設の警備・防犯体制を整備すること。なお、工場棟及び管理棟の機械警備会社との契約については組合が行うものとし、事業開始後の運用及び費用負担については事業者が行うこと。

(2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告し、承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。

(3) 事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

(4) 事業者は、本施設で事業者が使用する場所への不法投棄を防止すること。

(5) 事業者は、夜間、休日の施錠管理を行うこと。

8.1.6 見学者対応

(1) 見学者の受付は組合が行い、見学者への説明は事業者が行うこと。

(2) 見学者対応設備等のツール（パンフレット、映像ソフト等も含む）について、必要に応じて増刷、更新等を行う。

(3) 事業者は、見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得ること。

(4) 行政視察対応については、事業者と協同して組合が行う。

8.1.7 住民対応

(1) 事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、住民等の信頼と理解、協力を得ること。

(2) 事業者は、本施設の管理運営に関して、住民等から意見等があった場合は適切に対応し、組合に報告すること。

(3) 事業者は、住民等からの問い合わせに対応すること。

(4) 事業者は、組合が住民等に対して本事業に関する情報を開示する場合は、組合が指示する協力を行うこと。

(5) 事業者は、組合が住民等と結ぶ環境保全協定等を十分理解し、これを遵守すること。

別紙 1：管理運営業務範囲

業務の範囲	対象施設			業務の内容	組合	事業者	備考
	共通	熱回収施設	リサイクルセンター				
(1) 計画管理業務	○			一般廃棄物処理基本計画（5年毎）	○		
				一般廃棄物処理実施計画（各年度計画）	○		
				施設への搬入計画	○		
(2) 施設全体管理業務	○			施設設置者（所有者）としての施設管理	○		
(3) 受付・受入管理業務	○			直接搬入ごみの受入判定及び料金徴収	○		受入・料金徴収事務に係る用役品は事業者が調達
				計画収集ごみの受付	○		
				搬入出車両の誘導		○	
(4) 運転管理業務	○			運転管理計画の作成		○	
				運転管理，運転作業		○	
				施設点検計画の作成		○	
				機器の維持・補修計画の作成		○	
				搬入管理（搬入前の不適物混入防止の監視，啓発）	○		
				搬入管理（搬入以降の不適物混入防止の監視）		○	
		○		焼却灰等の積込		○	
				焼却灰等の最終処分場までの運搬		○	
			○	資源物等の引取・運搬業者の確保	○		
				資源物等（小型家電）の手選別・解体，有価物回収		○	
				粗大ごみの解体，有価物回収		○	
				資源物等のストックヤードまでの運搬		○	
				資源物等の組合が指定する引取先への引渡し		○	
				不燃残渣等の積込		○	
				不燃残渣等の最終処分場までの運搬		○	
(5) 維持管理業務	○			維持管理状況の監督・指導	○		
				点検計画により施設の点検・検査		○	
				維持・補修計画により機器，設備の補修・修繕		○	
				施設性能の確認検査業務（機能検査・精密機能検査）		○	
				水源井戸設備の管理		○	
				物品・用役の調達・管理		○	
				周辺施設保全（駐車場，外構施設，植栽等）		○	
				改良保全（施設改造）	○		
(6) 環境管理業務	○			環境管理		○	
				作業環境管理		○	
(7) 資源化業務	○			資源物の有効利用	○		
(8) 情報管理業務	○			報告書の作成と管理		○	
				設計図書等施設情報の管理		○	
(9) 関連業務	○			施設警備		○	
				施設清掃		○	
				住民対応（来訪者等への一時対応）	○		
				住民対応支援		○	
				行政視察対応	○		行政視察は事業者と協同して組合対応
				施設見学対応		○	
				法令に基づく検査・分析		○	
				地元との環境保全協定に基づく検査・分析		○	
(10) 契約管理業務（モニタリング）	○			契約に基づく成果管理	○		

別紙2 年度別計画搬入量等

(単位: t)

			実績			予測											
			H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13
①総人口(指宿広域圏域)			52,521	52,854	52,004	49,986	49,330	48,690	48,050	47,420	46,790	46,180	45,580	44,980	44,390	43,810	43,240
搬入	家庭系ごみ	可燃物(委託収集)	9,019	9,054	9,055	9,055	9,055	9,045	9,030	9,015	9,000	8,985	8,970	8,955	8,940	8,925	8,910
		不燃物・粗大ごみ(委託収集)	558	589	600	600	600	596	592	588	584	580	576	572	568	564	560
		有害ごみ(委託収集)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		直接持込ごみ	691	832	863	867	871	875	879	883	887	891	895	899	903	907	911
		資源ごみのみの持込	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	②家庭系ごみ合計		10,275	10,481	10,524	10,528	10,532	10,522	10,507	10,492	10,477	10,462	10,447	10,432	10,417	10,402	10,387
	③事業系ごみ		4,856	4,881	4,915	4,925	4,935	5,073	5,081	5,090	5,098	5,106	5,112	5,121	5,129	5,137	5,146
	④免除・天災ごみ		194	277	261	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340
⑤搬入量合計			15,325	15,639	15,700	15,793	15,807	15,935	15,928	15,922	15,915	15,908	15,899	15,893	15,886	15,879	15,873
搬出	リサイクルごみ	段ボール	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11
		新聞・チラシ	3	3	1	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
		雑誌・本	13	19	27	27	27	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
		他紙類	5	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		ペットボトル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		発泡スチロール	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		その他のプラ製容器包装	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		茶色びん	8	5	4	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
		無色びん	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		その他のびん	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	⑥資源ごみ搬出合計		50	48	56	60	60	60	59	58	57	56	52	51	50	49	48
	金属系リサイクル	圧縮成型品(鉄・アルミ)	160	186	159	173	171	169	167	165	163	161	159	157	155	153	151
		粗大ごみ(雑鉄)	80	92	110	110	108	106	104	102	100	98	96	94	92	90	88
		小型家電	41	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		その他(自転車・ベッドスプリング等)	23	24	29	29	29	29	28	28	28	27	27	27	26	26	26
	⑦金属系資源合計		304	305	303	317	313	309	304	300	296	291	287	283	278	274	270
	⑧有害ごみ(蛍光灯・電池)		9	8	7	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	7	7
⑨処理困難物		1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
⑩指宿ごみ処理場(指宿市分陶器類)		4	32	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	
⑪指宿広域管理型最終処分場(不燃残さ)		299	294	242	297	297	296	295	294	293	292	291	290	289	288	287	
⑫搬出量合計			667	688	639	716	712	707	700	694	687	680	671	665	658	651	645
処理量	⑬焼却処理量 ※1		14,658	14,951	15,061	15,077	15,095	15,228	15,228	15,228	15,228	15,228	15,228	15,228	15,228	15,228	15,228
	⑭破砕物及び金属系資源量 ※2		617	640	583	656	652	647	641	636	630	624	619	614	608	602	597
焼却残さ	焼却灰		1,287	1,388	1,291	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388
	飛灰		463	573	515	573	573	573	573	573	573	573	573	573	573	573	573
	⑮焼却残さ合計		1,750	1,961	1,806	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961

※1【熱回収施設処理量】⑬焼却処理量＝⑤搬入量合計－⑫搬出量合計

 ※2【リサイクルセンター廃棄物処理量】⑭破砕物及び金属系資源量＝⑦金属系資源合計＋⑧有害ごみ(蛍光灯・電池)＋⑨処理困難物
 ＋⑩指宿ごみ処理場(指宿市分陶器類)＋⑪指宿広域管理型最終処分場(不燃残さ)